

【平成 28 年度適合判定基準】

1. 監査方法は減点法とし、各監査項目の減点数は、平成 28 年度全国統一品質管理
監査減点表に示す。

2. JIS マーク表示認証を受けた製品を製造する工場（JIS マーク表示認証工場）で、
且つ、以下の場合を適合と判定する。

①各監査項目の減点数の合計（トータル減点数）は、20 点以下であること。

②実地調査における C0101（材料の計量精度）、C0201（圧縮強度）、C0202（ス
ランプ°又はスランプフロー及び空気量）、C0205（塩化物含有量）の評価は、
いずれも C 評価ではないこと。

③A0301（コンクリート技士等）、A0302（QMR）、B1102（製品の適合性確認）、
B3104（セメント入荷時の確認）、B3204（骨材入荷時の確認）、B3205（貯蔵
骨材の現認）、B4405（強度検査）、B5102（セメントの品種別貯蔵）の評価は、
いずれも C 評価ではないこと。

以上